さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第３５号

さいたま市見沼区の投票区及びその区域（平成１６年さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第４号）の一部を次のように改正した。

令和８年１１月５日

さいたま市見沼区選挙管理委員会　　委員長　倉島　利三

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

投票区	投票区域
［略］	［略］
第１４投票区	大和田町１丁目１番地から789番地まで、大和田町１丁目931 番地から1023番地まで、大和田町１丁目1280番地から1398番地まで
［略］	［略］
第１９投票区	大和田町 1 丁目 790 番地から930番地まで、大和田町１丁目1024番地から1279番地まで、大和田町１丁目1399番地から末番地まで
［略］	［略］

改正前

投票区	投票区域
［略］	［略］
第１４投票区	大和田町１丁目１番地から789番地まで、大和田町１丁目931番地から1023番地まで、大和田町１丁目1280番地から1398番地まで、大和田町1丁目1559番地から1861番地まで及び大和田町１丁目1990番地から末番地まで
［略］	［略］
第１９投票区	大和田町 1 丁目 790 番地から930番地まで、大和田町１丁目1024番地から1279番地まで、大和田町１丁目1399番地から1558 番地まで及び大和田町 1丁目 1862 番地から 1989 番地まで
［略］	［略］

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１１月５日から施行する。

（適用区分）

２　改正後のさいたま市見沼区の投票区及びその区域は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。